

土地利用用途やサイトごとのリスク評価 に応じた対策の促進方策の検討

現行の土壌汚染対策法の流れ

土壌汚染状況調査

土壌汚染がある場合

含有量基準超過

溶出量基準超過

指定区域

土地の形質変更をする場合は事前の届出が必要

人の健康被害が生ずるおそれがある場合

人の立ち入りの可能性

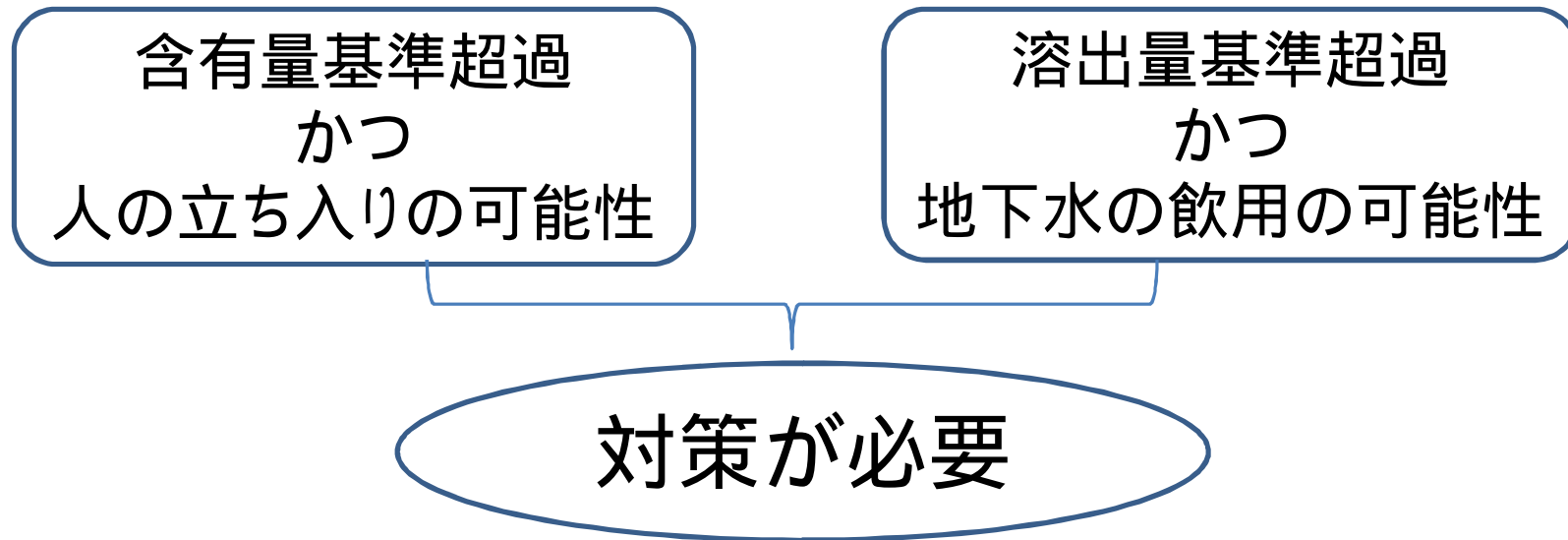
地下水の飲用の可能性

措置命令

対策の必要性の判断

現行の考え方

- 現行では、指定区域について対策の必要性に関する汚染状況の基準(含有量基準、溶出量基準)は、一律的な考え方となっている。



今後の方向性の検討

よりきめ細かな対応の可能性

1. 土地利用用途を考慮した判断

汚染土壌を直接摂取するリスクに関しては、土地利用用途によって接触頻度や滞在時間等の違いにより暴露量が異なるため、土地利用用途に応じて対策の必要性をよりきめ細かに判断できる可能性があるのではないかと。

2. サイトリスクアセスメントの活用

汚染土壌を直接摂取するリスクは、同じ土地利用用途によってもさらに、個々の土地利用の条件や、汚染状況(汚染物質、汚染濃度、汚染の広がり)等によって異なるため、リスク評価を活用することによって、よりきめ細かに対策の必要性を判断できる可能性があるのではないかと。